

青森県報

号外第百号

平成十八年
十二月十八日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する
条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (人事課) ……
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する
条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一
部を改正する規則 …… (同) ……

告 示

漁業関連天災の指定 …… (団体経営) ……
漁業関連天災の指定の漁具の範囲等 …… (同) ……

規 則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十八年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第百号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正す

る条例の一部の施行期日を定める規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (平成十八年十二月青森県条例第八十九号) 附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成十八年十二月二十日とする。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第百一号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則 (平成十二年三月青森県規則第九十号) の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十一条第十九号」を「第二十二条第十九号」に改める。
第三条中「第三十五条第六号」を「第三十六条第六号」に改め、同条第一号中「第三十五条第二号」を「第三十六条第二号」に改め、同条第二号中「第三十五条第三号」を「第三十六条第三号」に改める。

第四条中「第三十六条」を「第三十七条」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年十二月二十日から施行する。

告 示

青森県告示第九百十九号

青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例 (昭和五十三年三月青森県条例第三号)

第二条第一項の規定により、平成十八年十月六日から同月八日までの間の大雨、洪水、暴風及び波浪を同項の漁業関連天災として指定する。

平成十八年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第九百二十号

平成十八年十二月十八日青森県告示第九百十九号をもって漁業関連天災として指定した平成十八年十月六日から同月八日までの間の大雨、洪水、暴風及び波浪に關し、青森県農林漁業災害経営資金融通成条例（昭和五十三年三月青森県条例第三号）の規定により次のとおり漁具の範囲等を定めたので告示する。

平成十八年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁具の範囲

青森県農林漁業災害経営資金融通成条例（以下「条例」という。）第二条第三項の知事が定める漁具は、漁網網とする。

二 漁船の範囲

条例第二条第三項の知事が定める漁船は、総トン数五トン未満の漁船とする。

三 経営資金の貸付期間

条例第二条第三項の知事が定める期間は、告示の日から平成十九年三月三十一日までとする。

四 経営資金の貸付限度額

1 条例第二条第三項第一号の知事が定めるところにより算出される額は、同条第一項の市町村長が認定する損失額に百分の五十（漁船の建造若しくは取得に必要な資金又は漁具の購入資金として貸し付けられる場合は、百分の八十）を乗じて得た額とする。

2 条例第二条第三項第一号の知事が定める額は、別表一のとおりとする。

五 知事が定める資金

条例第二条第三項第一号の知事が定める資金（以下「指定資金」という。）は、水産動植物の養殖又は漁船の建造若しくは取得に必要な資金とする。

六 知事が定める法人

条例第二条第三項第一号の知事が定める法人（以下「指定法人」という。）は、次に掲げる法人とする。

- 1 漁業協同組合
 - 2 漁業生産組合
 - 3 漁業を主な業務とする法人でその常時使用する従業員の数が三百人以下のものであり、かつ、その使用する漁船（当該漁船以外のその所有する漁船を含む。）の合計総トン数が千トン以下のもの
- 七 経営資金の償還制限
 条例第二条第三項第二号の知事が定める期限は、別表二のとおりとする。
- 八 特別被害地域の指定
 条例第二条第四項第三号の知事が指定する区域は、別表三のとおりとする。
- 九 経営資金の総額
 条例第四条の知事が定める額は、四億円とする。

別表一

貸 付 け の 区 分	額
一 被害漁業者（条例第二条第一項の被害漁業者をいう。以下同じ。）に漁具の購入資金として貸し付けられる場合	五千万円
二 指定法人に貸し付けられる場合（一に該当する場合を除く。）	二千万円（指定資金として貸し付けられるときに限り、二千五百万円）
三 指定資金として貸し付けられる場合（二に該当する場合を除く。）	五百万円
四 一から三までに該当する場合以外の場合	二百万円

別表二

貸 付 け の 区 分	期 限
一 条例第二条第二項の特別被害漁業者で同条第四項第三号の特別被害地域内に住所を有するものに貸し付けられる場合	六年

別表三

<p>二 被害漁業者で条例第二条第三項第三号の市町村長の認定を受けたものに貸し付けられる場合に該当する場合を除く。(一)</p> <p>三 指定資金として貸し付けられる場合(一又は二に該当する場合を除く。)</p> <p>四 一から三までに該当する場合以外の場合</p>	<p>五年(被害漁業者で既に経営資金の貸付けを受け、その償還を行っているもの(以下「重複被害漁業者」という。))に貸し付けられるときに限り、六年)</p> <p>五年</p> <p>三年(重複被害漁業者に貸し付けられるときに限り、四年)</p>
<p>一 八戸市の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における八戸市の区域</p> <p>二 野辺地町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における野辺地町の区域</p> <p>三 おいらせ町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における百石町の区域</p> <p>四 東通村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における東通村の区域</p>	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭